

令和5年度沖縄県北部医療組合人事行政の運営等の状況について

沖縄県北部医療組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和6年沖縄県北部医療組合条例第2号）第4条の規定に基づき、令和5年度における沖縄県北部医療組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和6年11月25日

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）の職員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)（以下「自治法」という。）第252条の17の規定に基づき、沖縄県（以下「県」という。）からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元である県と組合との身分を併せて有しています。

(1) 職員の任免（受入・解除）の状況

（単位：人）

| 受入 | 解除 |
|----|----|
| 9 | 1 |

(2) 職員数

各年4月1日現在

（単位：人）

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 対前年度 増減数 |
|-----|-------|-------|-------------|
| 職員数 | — | 9 | 9 |

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価は、自治法第252条の17第4項の規定に基づき、県において実施しています。

3 職員の給与の状況

職員の給与は、県と組合とで締結した派遣職員の取扱いに関する協定書（令和5年4月1日締結）（以下「協定書」という。）第2条第1項の規定に基づき、県が職員本人に支給し、協定書第12条の規定に基づき、組合がその支給額相当分を県に支出（納付）しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、協定書第4条の規定に基づき、県の条例等を適用しています。

5 職員の休業に関する状況

職員の休業については、協定書第4条の規定に基づき、県の条例等を適用しており、県の条例等に基づく、育児休業その他の休業については、該当ありません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当ありません。

7 職員の服務に関する状況

職員の服務については、協定書第4条の規定に基づき、県の条例等を適用しており、地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「地公法」という。）第38条及び県規則の規定に基づく営利企業への従事等許可については、該当ありません。

8 職員の研修に関する状況

職員の研修については、協定書第9条第1項の規定に基づき、県と組合双方で実施することとされており、県が実施する研修については、受講の機会を与えています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の定期健康診断は、協定書第9条第2項の規定に基づき、県において行い、地方職員共済組合沖縄県支部が保健事業の一環として行う人間ドック等については、受診の機会を与えています。

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく、職員の公務災害補償については、該当ありません。

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

地公法第46条の規定に基づく、職員による勤務条件に関する措置の要求については、該当ありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

地公法第50条の規定に基づく、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求については、該当ありません。